

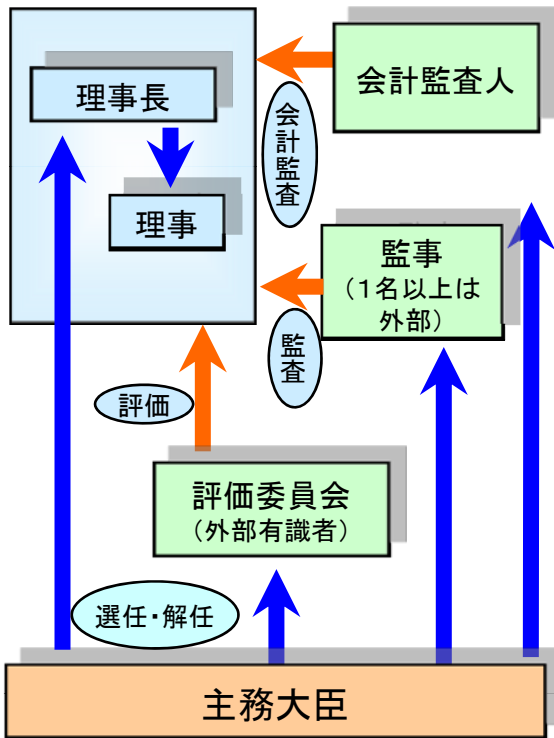
# 株式会社及び独立行政法人におけるガバナンスについて

国土交通省 住宅局

# 独立行政法人と株式会社の組織の概要

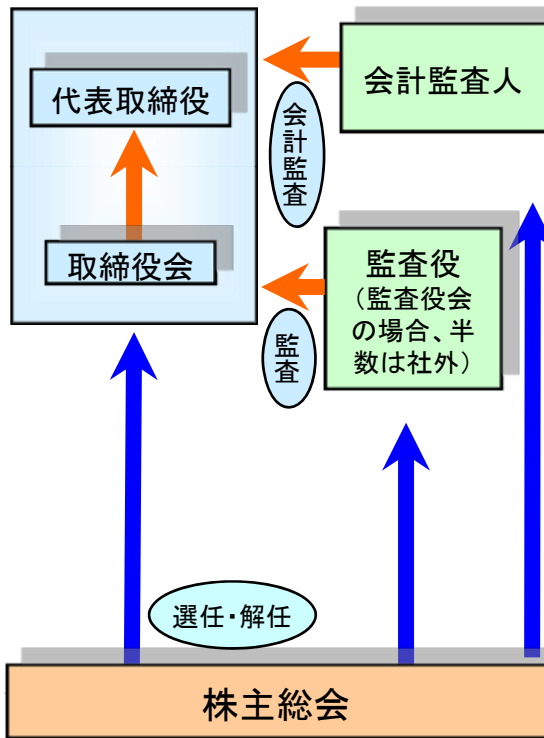
## 独立行政法人

- 業務執行は法人の長が意思決定
- 監事が法人の長の業務執行を監査
- 会計監査人が会計監査
- 独法評価委員会が業務評価



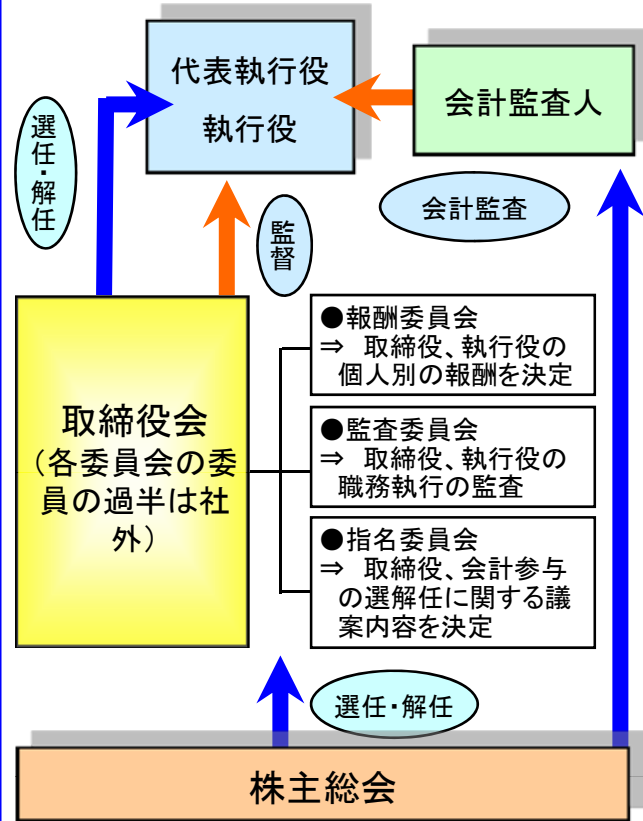
## 株式会社（監査役設置会社）

- 業務執行は取締役会の決議で意思決定（日常的な事項は取締役会が選出した代表取締役委任）
- 監査役が取締役の業務執行を監査
- 会計監査人が会計監査



## 株式会社（委員会設置会社）

- 業務執行は執行役（通常大部分を取締役以外から選任）が意思決定
- 取締役会が3つの委員会を通じて、執行役の業務執行等を監督
- 会計監査人が会計監査



※H21.2.3現在、109社の委員会設置会社がある。  
（出所：日本監査役協会）

株式会社の主な形態には、「監査役(会)設置会社」と「委員会設置会社」とがあり、ガバナンスの観点から以下のような特徴を有する。

注) ガバナンス: 株主の意向に沿ったマネジメントを実現するための方向付け(監視)  
マネジメント: 意思決定と業務執行

### (1) 監査役(会)設置会社

これまで、我が国の多くの企業で採用されてきた形態。

#### <特徴>

- ・ 株主総会で選出され業務執行にたずさわる取締役により構成される取締役会が、取締役メンバーの中から代表取締役等を選出するとともに、(重要な)業務に関する意思決定を行っている。(ガバナンスとマネジメントの機能を兼ねる)
- ・ 株主総会で選出された監査役が取締役の職務の執行を監査する。

### (2) 委員会設置会社(2003年4月施行の改正商法により創設)

アメリカ等の諸外国において主流となっている株主による経営の監督をより効果的に行うためのガバナンスとマネジメントの明確な分離を行う方式。

#### <特徴>

- ・ 取締役会は、基本事項の決定と委員会メンバーおよび執行役(通常取締役以外の者)の選任等の株主の立場からの監督機能のみを行うことを基本とし、業務執行については、極めて重要なものを除き、関与しない。
- ・ 「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」の3つの委員会が設置され、取締役や執行役の職務の執行がコントロールされる(各委員会の委員の過半は社外取締役)。

(参考)独立行政法人と株式会社の組織のあり方の比較 [会社法・独法通則法・住宅金融支援機構法]

	株式会社 <会社法>		独立行政法人
	監査役設置会社	委員会設置会社	<独法通則法及び住宅金融支援機構法>
法人の目的・業務内容	○その大枠は定款に記載される《§ 27》が、その範囲内で取締役会に経営が委ねられている。 ※定款の変更には株主総会の決議が必要《§ 466》	○その大枠は定款に記載される《§ 27》が、その範囲内で取締役会に経営が委ねられている。 ※定款の変更には株主総会の決議が必要《§ 466》	○個別法で限定的に規定。《通 § 27》 →その変更には法改正が必要であり、法人の長は定められた限定的な業務に係る経営を行う。
法人の基本的事項の決定	○株主総会の決議により決定《§ 295、309》 【法人の基本的枠組みに係る株主総会での議決事項】 ・定款の変更《§ 466》 ・事業の全部の譲渡《§ 467》 ・事業の重要な一部の譲渡《§ 467》 ・会社解散の決議《§ 471》 等	○株主総会の決議により決定《§ 295、309》 【法人の基本的枠組みに係る株主総会での議決事項】 ・定款の変更《§ 466》 ・事業の全部の譲渡《§ 467》 ・事業の重要な一部の譲渡《§ 467》 ・会社解散の決議《§ 471》 等	○主務大臣による中期目標の設定《通 § 29》 ・主務大臣による政策目標に係る中期目標の設定義務 ・法人(の長)による中期計画及び年度計画の作成義務 ○主務大臣による業務継続の必要性等の検討《通 § 35》 ・中期目標の期間の終了時において、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。 ○主務大臣による認可 ・業務方法書の作成・変更《通 § 28》 ・中期計画の作成・変更《通 § 30》
業務執行上の意思決定	○株主総会の決議によって選ばれた取締役から構成される取締役会による決議で行う。《§ 362》	○株主総会の決議によって選ばれた取締役から構成される取締役会による決議で選任された執行役(通常は取締役以外の者)が行う。《§ 402》 ○経営の基本方針に係る意思決定などの重要なものについては、取締役会が行う。 ※執行役(通常は取締役以外の者)が行う業務執行に合議制を取り入れることも可能	○主務大臣が任命する法人の長が行う。《通 § 19》
第三者的な立場の者の意思決定への参画	○社外取締役の設置が可能	○監査委員会・指名委員会・報酬委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならない。《§ 400》 ○社外執行役の設置も可能。	—
業務執行者相互の監視	○取締役相互の監視 →取締役は議決権の行使以外にも、監査役への報告等が可能《§ 357》 →取締役が監視義務を怠り、会社が損害を被った場合は、当該取締役は会社に対して連帯責任を負う《§ 423、429、§ 430》	— ※執行役(通常は取締役以外の者)が行う業務執行に合議制を取り入れることも可能	— ※法人の長以外の役員に監視義務が存在する仕組みとなっていない
監査機能	○監査役(株主総会の決議により選任)による監査 →業務執行の適法性の観点から監査を行う。《§ 381》 →取締役が不正を行った場合等の報告義務がある。《§ 382》 →取締役に対する行為差止請求が可能。《§ 385》	○監査委員(株主総会の決議により選任される取締役の中から、取締役会の決議によって選任)(会)による監査 →業務執行の適法性・妥当性の観点から監査を行う。《§ 404》 →取締役が不正を行った場合等の報告義務がある。《§ 406》 →執行役又は取締役に対する行為差止請求が可能。《§ 407》	○監事(主務大臣が任命)の機能 →業務の能率的かつ効果的な運営を確保する観点から監査を行う《通 § 19Ⅳ》 →主務大臣または法人の長への意見提出が可能《通 § 19Ⅳ》 →意見の提出を受けた法人の長又は主務大臣は、職務義務違反に該当する場合等はそれぞれの任命に係る役員の解任が可能。《通 § 23Ⅲ》 ○主務大臣による違法行為等の是正 →主務大臣は、独立行政法人やその役員等の行為が法律等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることが可能。《通 § 65》